

久喜市議会
令和6年6月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 3 号	令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について	1
議案第 4 号	令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 号）について	2
議案第 5 号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改 正する条例	3
議案第 6 号	久喜市税条例の一部を改正する条例	4
議案第 7 号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第 8 号	久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	7
議案第 9 号	財産の取得について（C D - I 型消防ポンプ自 動車）	8
議案第 10 号	器物破損事故による損害賠償の額を定めること について	9
報告第 12 号	継続費通次繰越額の報告について	10
報告第 13 号	繰越明許費繰越額の報告について	12
報告第 14 号	事故繰越し繰越額の報告について	15

議案第 3 号

令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和6年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第4号

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第5号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。
第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

私立学校法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の

総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第8号

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第9号

財産の取得について（CD-I型消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | CD-I型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 | 3台 |
| 3 | 取得金額 | 70,440,660円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号
埼玉消防機械株式会社中央支店
支店長 高橋 怜 |

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

消防団消防ポンプ自動車を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第10号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 1,486,991 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和5年12月10日午後0時50分頃、久喜市伊坂地内の栗橋B&G海洋センター駐車場において、職員が公用車を後退させたところ、車両の右後方部分が同地内に駐車していた乗用車の後方部と接触し破損、運転手及び同乗者が負傷した。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。

報告第12号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、令和5年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和5年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳		
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計					特 定 財 源		
											国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	(仮称)久喜市立鷺宮義務 教育学校開校準備事業	48,433,000	3,058,000	16,297,000	19,355,000	1,584,000	17,771,000	17,771,000	17,771,000	0	0	0

報告第13号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和5年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和5年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティ施設管理事業	1,680,000	1,680,000	0	0	0	0	1,680,000
		体育施設改修事業	2,540,000	2,540,000	0	0	0	0	2,540,000
	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務事業	4,554,000	4,554,000	0	4,554,000	0	0	0
		住民基本台帳事務事業	10,882,000	10,882,000	0	10,617,000	0	0	265,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応低所得世帯重点支援給付金給付事業	1,038,289,000	116,939,049	0	29,511,061	0	0	87,427,988
		物価高騰対応低所得・子育て世帯重点支援給付金給付事業	521,411,000	445,560,144	0	219,805,124	0	0	225,755,020
	2 児童福祉費	こども計画策定事業	2,354,000	2,354,000	0	0	0	0	2,354,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	348,302,000	26,861,000	0	26,861,000	0	0	0
	3 清掃費	ごみ処理施設整備推進事業	4,554,601,000	4,554,601,000	0	1,260,548,000	2,917,400,000	376,653,000	0
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興拠点（道の駅）整備事業	7,667,000	7,667,000	0	0	0	0	7,667,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	48,077,000	48,077,000	0	0	0	0	48,077,000
		道路新設改良事業	8,752,000	8,752,000	0	0	0	0	8,752,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	7,736,000	4,415,100	0	0	0	0	4,415,100
		橋りょう架換負担金事業	15,400,000	15,206,834	0	0	13,700,000	0	1,506,834
	3 河川費	河川改良事業	15,064,000	13,870,000	0	0	0	0	13,870,000
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	64,426,000	55,915,400	0	11,839,000	8,700,000	0	35,376,400
		栗橋北二丁目地区土地区画整理事業	42,469,000	34,485,000	0	17,242,000	15,500,000	1,743,000	0
		スマートインターチェンジ整備推進事業	16,709,000	16,709,000	0	0	0	0	16,709,000

令和5年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	4 都市計画費	駅前広場管理事業	3,667,000	2,531,100	0	0	0	0	2,531,100
		東鷲宮駅周辺整備事業	464,200,000	364,420,000	0	93,288,000	126,000,000	0	145,132,000
		東停車場線整備事業	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	3,100,000
10 教育費	1 教育総務費	教育相談事業	4,484,000	4,484,000	0	1,494,000	0	0	2,990,000
	2 小学校費	小学校維持管理事業	7,269,000	7,269,000	0	0	0	0	7,269,000
	3 中学校費	中学校維持管理事業	23,831,000	23,831,000	0	0	0	0	23,831,000
		中学校屋内運動場空調設備整備事業	19,800,000	19,800,000	0	0	19,800,000	0	0

報告第14号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和5年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和5年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8 土木費	2 道路橋りょう費	街路樹管理事業	47,146,825	45,353,825	1,793,000	0	1,793,000	0	0	0	0	1,793,000	委託業者の作業員が感染症に罹患しことにより、作業員が不足したことから、年度内の完了が困難となったため。
	4 都市計画費	南栗橋8丁目周辺地区整備事業	116,988,300	42,980,000	74,008,300	0	74,008,300	0	19,065,000	17,200,000	0	37,743,300	遊歩道内に設置する休憩施設の配置について、地元住民から見直しの要望があり、設計変更の不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
		高柳地区開発整備推進事業【繰越明許費分】	14,922,533	6,833,709	8,088,824	0	8,088,824	0	0	0	0	8,088,824	県道拡幅整備に伴う電柱等移設について、移設先を変更する必要が生じたことから、各事業者による地権者交渉、設計及び移設工事に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
		久喜駅周辺まちづくり推進事業【繰越明許費分】	7,018,000	0	7,018,000	0	7,018,000	0	0	0	0	7,018,000	基本計画の策定について、将来の土地利用構想等に対する権利者の意見集約に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
10 教育費	1 教育総務費	(仮称)久喜市立鷲宮義務教育学校開校準備事業	60,533,532	42,363,532	18,170,000	0	18,170,000	0	0	0	0	18,170,000	地権者が行う農地転用の手続きについて、許可が得られず、不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
		小・中学校指導書等整備事業	27,280,166	24,980,538	2,299,628	0	2,299,628	0	0	0	0	2,299,628	小学校教師用の教科書及び指導書について、一部が出版時期の遅れにより納品できないことから、年度内の完了が困難となったため。